資産運用に関する規制動向

TOPICS 01 一般社団法人 資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等に係る意見募集の結果を公表

- 一般社団法人 資産運用業協会は、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等について意見募集を行い、2026 年 9 月 16 日に結果を公表した。証券監督者国際機構の流動性リスク管理に関する改訂勧告等を踏まえた、公募投資信託の組入資産の流動性と設定・解約条件との不整合及びそれに伴う既存受益者の持分価値の希釈化への対応強化の観点からの改正であり、経過措置期間後の 2027 年 10 月 1 日から適用される。
- 改正の概要：①規則第 2 条の 5 の新設（流動性区分に基づくファンド分類と流動性管理ツールの適用）、②低流動ファンドにおける流動性管理ツールの整備、③①の運用に当たっての基本的な考え方及び取扱いを示すため、「投資信託等の運用に関する規則第 2 条の 5 に関するガイドライン」を制定

TOPICS 02 金融庁 「AI 時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」の立ち上げを公表

- 2026 年 9 月 25 日、金融庁は「AI 時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」の立ち上げを公表した。AI 時代を見据えた「オンチェーン金融」の実現に向け、関係省庁等が社会実装の推進等について検討を行う。また、「オンチェーン金融」を発展させる環境整備や AI 等の技術への適応については、「環境整備に係る研究会」と「AI 等の健全な利活用に係る研究会」で検討を進める。
- 同フォーラムにおける検討項目：官民連携でのロードマップ作成、決済高度化プロジェクトの継続・拡大、新たな決済システムの構築の促進、国際的なオンチェーン金融実装に向けた連携・発信、日銀当座預金のオンチェーン対応、ステーブルコイン・トークン化預金の公金給付への活用、ステーブルコインの諸法令における取扱いの整理・明確化、国債等のトークン化対応

TOPICS 03 金融庁 金融審議会「成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループ」（第 1 回）議事録を公表

- 2026 年 10 月 7 日、金融庁は金融審議会「成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループ」（第 1 回）議事録を公表した。日本成長戦略における戦略分野等への成長投資や、日本企業の事業再構築・再編を支える資金の好循環を創出するため、社会情勢の変化も踏まえつつ、資金供給主体の多様化等を図るため、事業者向け貸付けに係る貸金業の規制の柔構造化等について検討することが目的。第 1 回目は、海外企業との大型Ｍ＆Ａに取り組む日本企業の外貨を含む資金需要に対応するため、日本で免許を有しない外国銀行等のシンジケートローンへの参加を促す観点から、規制の在り方について重点的に議論された。

(出所)「「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正等に係る意見募集の結果について｜資産運用業協会」（https://www.imaj.or.jp/）、「AI 時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」について：金融庁」、「金融審議会「成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループ」（第 1 回）議事録：金融庁」（https://www.fsa.go.jp/）

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧下さい。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、 表示することができません。

2026 年 10 月現在

ご購入時手数料 《上限 3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限 2.222%（税込み）》	投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 ＊一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 ＊ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限 0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商　　号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第３７３号
加入協会：　一般社団法人資産運用業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会